



FDA利用 新潟県 越後の豪農庭園めぐり 2日間



中日新聞の庭園特集「庭～THE GARDEN」の運動ツアー。越後では豪農や豪商の庭園文化が栄え、今も多くの庭園が維持されています。今回は新潟で「庭屋一如研究会」を主宰する藤井哲郎さんらのガイドで、国のガーデンツーリズム「にいがた庭園街道」にも登録されている北方文化博物館(新潟市)、旧齋藤家別邸(同)をはじめ、貞観園(柏崎市)など6庭園を訪ねます。

出発日

10月13日(火)

旅行代金

(大人おひとり様)

2名1室利用 (おひとりあたり)	93,800
1名1室利用	96,800



①北方文化博物館 (国登録有形文化財)
東京ドーム200個分の広さに当たる「千町歩地主」伊藤家の邸宅の大広間に面した大庭です。石組みや植栽は京都・銀閣寺庭園を復元した柏崎市出身の庭師、田中泰阿弥の最高傑作。今回は特別に園内を歩きます。大広間近くの御影石はパワースポットで人気です。



②椿寿荘 (田上町指定文化財)
千町歩地主である原田峯家の迎賓館で、大正時代に全国各地の銘木を集めて宮大工が造営しました。座敷の縁側から眺めるお庭は京風の枯山水庭園で、大きな飛石は水の流れを示し、須弥山や三尊仏に見立てた石組みが描かれています。



③飯塚邸秋幸苑 (柏崎市史跡)
江戸時代の「豪農の館」で、主屋の前に広がる池泉回遊庭園を歩くと、庭の景色が移り変わる様子を楽しめます。秋幸苑という庭の名前は昭和天皇が戦後のご巡幸で飯塚邸を訪ねられた際に賜ったもの。陛下が使われた部屋や机、椅子が見学できます。



④貞観園 (国指定名勝)
柏崎市の大庄屋、村山家が幕府の庭師から指導を受け、江戸時代に造園しました。苔に覆われた幽玄な庭園で、山が連なるような形をした築山や鮮やかな佐渡赤玉石と苔のコントラストが見どころ。通常の主屋からの見学に加えて、今回のツアーでは園内を歩きます。



⑤旧齋藤家別邸 (国指定名勝)
新潟で海運業を手がけた豪商、第4代齋藤善十郎が大正時代に建てた別荘のお庭です。庭園と建物が一体となって美しく見える「庭屋一如」の趣向で造られており、各部屋から四季折々の自然で彩られる美しい庭園を眺めることができます。



⑥北方文化博物館新潟分館 (国登録有形文化財)
油田探検で財をなした富豪の邸宅で、教習屋造りの主屋から枯山水庭園を見学できる。新潟を代表する書家で歌人の会津八一がこの邸宅で晩年を過ごし、書など会津に関する展示も多い。

- 宿泊/シーユース雷音(洋室)
- 最少催行人員/18名
- 食事/朝1回・昼2回・夕1回
- 添乗員/同行します
- 利用交通機関:FDA、はるかぜ観光バス

スケジュール	◆入場観	食事
1 県営名古屋空港(10:20発) →→ 新潟空港 == ◆北方文化博物館(昼食と見学) == ◆椿寿荘 == 柏崎(泊)	◆北方文化博物館(昼食と見学)	× 昼 夕
2 柏崎 == ◆飯塚邸 == ◆貞観園 == 柏崎(昼食) == ◆旧齋藤家別邸 ◆北方文化博物館新潟分館 == 新潟空港 →→ 県営名古屋空港(19:45着)	◆飯塚邸 ◆貞観園 ◆旧齋藤家別邸 ◆北方文化博物館新潟分館	朝 昼 ×

ご旅行条件(要約) ※詳しい旅行条件を説明した書面をお渡ししますので、事前にご確認の上、お申込み下さい。

個人情報の取り扱いについて
個人情報の取り扱いについては、別途お渡しする「ご旅行条件書」でご確認下さい。

この旅行は中日ツアーズ「中日企業株式会社」(以下、当社といいます)が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下、旅行契約)を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、パンフレット、別途お渡しする旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行の部によりします。

●申込みの方法と契約の時期
(1)旅行の申込みは所定の申込書にご記入の上、申込金を添えてお申込み下さい。当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに契約が成立します。電話、郵便、FAX等により予約いただいた場合は、当社が予約を承諾する旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込み手続きをお願い致します。

(2)申込金は「旅行代金」または「取消料」「違約料」の一部または全部として取り扱います。

(3)団体・グループを構成する旅行者の代表者としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代表権を契約責任者が有しているとみなします。

●旅行代金のお支払い
(1)申込みの際、お一人様につき以下の申込金をお支払いいただけます。
30,000円未満.....5,000円以上旅行代金まで
30,000円以上60,000円未満.....10,000円以上旅行代金まで
60,000円以上.....20,000円以上旅行代金まで

(2)残金は旅行開始日の前日からさかのぼって21日前にあたる日以前にお支払い下さい。

●旅行代金に含まれるもの
(1)旅行日程表に明示された交通費、宿泊費、食事代、観光料金及び消費税等諸税。
(2)添乗員が同行するコースでは、添乗員経費、団体行動中に必要な心付けを含みます。
(3)上記の諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として払い戻しは致しません。

●取消料
(1)お客様はいつでも次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。

解除期日	取消料(お一人様)
旅行開始日の前日から起算して20日目にあたる日以降8日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降前々日目にあたる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日	旅行代金の50%
無連絡不参加および旅行開始後	旅行代金の100%

●特別補償
お客様の数がパンフレット等に記載した最少催行人員に達しなかったとき、この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に(日帰り旅行については3日目に)当たる日より前に、旅行の中止を通知します。

●特別補償
お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体または手荷物の上に被った一定の損害にあって、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金をお支払いします。

●旅程補償
当社は当「パンフレット」に記載した契約内容のうち、当社旅行業約款(募集型企画旅行の部第29条別表左欄)に掲げる重要な変更が生じた場合は同条に定めるところによる変更補償金をお支払い致します。

●運賃日
この旅行代金は2026年6月1日現在の運賃・料金を基準としております。

●お問い合わせ・お申し込みは下記の代理店をご利用下さい
観光庁長官登録旅行業第636号

中日ツアーズ

(中日企業株式会社)

☎052-231-0800

営業時間 平日10:30~16:30 (休業:土曜日、日曜日、祝日)

〒460-0001 名古屋市中区三の丸一丁目5番2号(中日新聞社北館1階)
総合旅行業務取扱管理者 櫻井大祐

旅行企画 中日新聞グループ 中日ツアーズ

観光庁長官登録旅行業第636号 (一社)旅行業協会正会員 旅行業公正取引協議会会員
中日企業株式会社(中日ツアーズ) 〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-5-2(中日新聞社北館1階)
052-231-0800 営業時間:平日10:30~16:30(土曜日、日曜日、祝日 休業)

※お客様の個人情報について お客様の個人情報(氏名、性別、年齢、住所、電話番号)はツアーの運営上必要とされる場合と旅行商品の宣伝行為のみに利用させていただきます。